

厚生労働大臣
根本 匠 殿

— 理事会抗議声明 —

**厚労省は、歯科材料料改定のプロセスと根拠を明らかにし、
「金パラ」価格逆ザヤを即刻解消せよ**

当会は、昨年9月からの半年間で金パラの市場価格が工業製品としての需要増や投機マネーの流入を受けて37～38%も上昇し、歯科医院の赤字の増大による診療の質の低下の恐れを指摘してきた。また、過去10年間でも、これによる歯科医院側の逆ザヤは約250億円に上っている。

厚労省は、この異常な状況で今年4月の随時改定を見送った上に、残念ながら今回も根本的な対策を講じずに、告示価格を1g 1,458円から1,675円、14.88%の引き上げとしたが、8月末の金パラの実勢価格は1,830円/1g台であり依然として大幅な乖離が存在する。

ましてや、今回の価格改定は、10月からの消費税増税実施と同時となり、歯科医療機関が一層の経済的負担を強いられる中での改定である。このままでは、患者に提供する医療の質にも影響しかねない。

根本的な問題は、歯科医療機関は金銀パラジウム合金を製品として購入しているのに対し、基準材料価格改定及び6ヵ月ごとに行われる随時改定いずれにおいても合金の価格ではなく、金、銀、パラジウムそれぞれの「素材価格」を調査しているに過ぎず、その調査と決定のプロセスも不透明であることにある。現状の方法を継続する以上、合金価格の方が素材価格より高価になる市場価格と告示価格に乖離が生じることは自明の理である。

このような告示価格改定方法の根本的な見直しなくして、逆ザヤを現場に負わせている現状は変わらない。

歯科保険診療は公的医療制度の一端を担っており、歯科医療に対して健康保険法や療養担当規則等で使用材料に大きく制限を設けている一方で、歯科医療機関に材料料のマイナスを負わせることは到底許されることではない。

政策的責任を負う厚労省として、急激な価格変動へ対応出来るシステムを検討すると同時に、金パラ告示価格改定に関する市場価格調査結果や材料料決定のプロセスと根拠を明らかにするとともに、歯科医療機関が抱える金パラ逆ザヤ問題を一刻も早く解消するよう要求する。

2019年8月29日 第3回理事会

**福岡県歯科保険医協会
会 長 大 崎 公 司**

連絡先;福岡県歯科保険医協会 担当者:事務局 七里 正昭
〒812-0016 福岡市博多区博多駅 1-2-3 博多駅前第1ビル 8F
TEL 092(473)5646/FAX092-473-7182